

国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況 H27.6.26 環境省

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
 - 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
 - このうち、帰還の妨げとなる廃棄物(※)の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。
- ※ 「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する住宅地近傍の津波がれき、特に緊急性の高い損壊家屋(倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等)の解体に伴う廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ(腐敗する廃棄物等)等。

帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 大熊町、楢葉町、川内村、南相馬市、双葉町、飯館村、川俣町及び葛尾村の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了(平成26年度末)。
- 家の片付けごみについては、継続的に排出されることから、引き続き回収を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成27年5月末現在、約51万トン完了。搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。種類別の処理の状況は次のとおり。

(1) 津波による災害廃棄物の処理

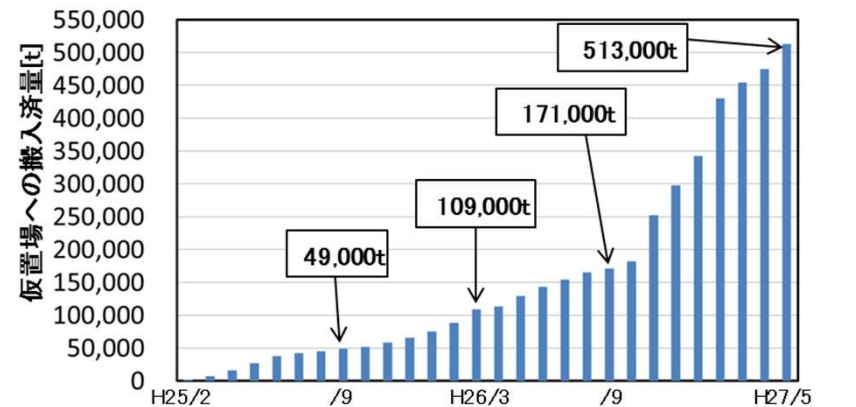
- 帰還する住宅地近傍の津波がれきを優先し、順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

(2) 被災家屋等の解体撤去

- 倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等の解体撤去を優先して実施。
- 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。解体撤去申請の受付は約5,400件、解体撤去は約1,000件実施済。

(3) 家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、家の片付けごみの回収を実施中。ステーション回収や戸別回収訪問を行っており、戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

注) 仮置場へ搬入せずに処理する量も含む。

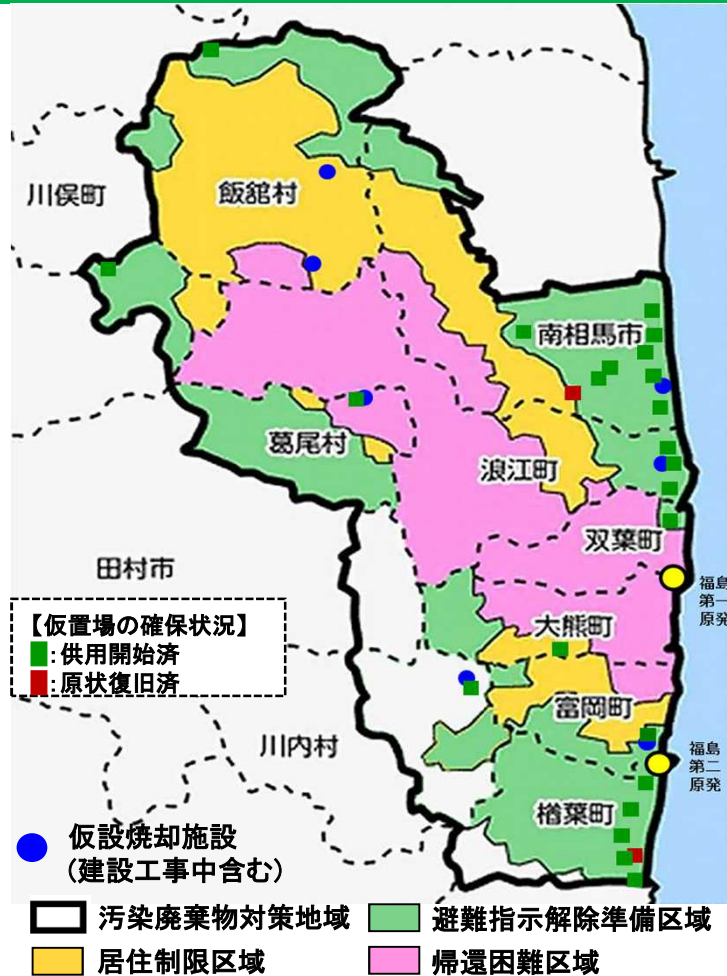


撤去前(平成26年1月)

撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年6月26日現在)



(1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち2箇所においては原状復旧済)。
- 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。
<<http://shiteihaiki.env.go.jp/>>

(2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村(7施設)において事業者との契約を終え、うち、6施設は稼働中、1施設は建設工事中。

| 立地地区 | 進捗状況 | 処理能力 |
|-----------|-----------------|------------|
| 飯舘村(小宮地区) | 稼働中(平成26年11月より) | 5t/日 |
| 川内村 | 稼働中(平成26年12月より) | 7t/日 |
| 富岡町 | 稼働中(平成27年4月より) | 500t/日 |
| 南相馬市 | 稼働中(平成27年4月より) | 200t/日 |
| 葛尾村 | 稼働中(平成27年4月より) | 200t/日 |
| 浪江町 | 稼働中(平成27年5月より) | 300t/日 |
| 飯舘村(蕨平地区) | 建設工事中 | 240t/日 |
| 楢葉町 | 建設工事準備中 | 200t/日(想定) |
| 大熊町 | 処理方針検討中 | — |
| 双葉町 | 処理方針検討中 | — |
| 川俣町 | 処理方針検討中 | — |
| 田村市 | 既存の処理施設で処理中 | — |



葛尾村の仮設焼却施設
(平成27年4月)



浪江町の仮設焼却施設
(平成27年4月)

国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年6月26日現在)

| 市町村 | 帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標 | 災害廃棄物等の処理状況 |
|------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南相馬市 | 平成25年度 (一部平成26年度に ずれ込む見込み) | <p>【津波がれき】仮置場に搬入完了。</p> <p>【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約1,700件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約490件解体撤去済)。</p> <p>【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。</p> |
| 浪江町 | 平成27年度 (家の片付けごみは、 平成26年度内の搬 入完了を目標) | <p>【津波がれき】仮置場に搬入中。</p> <p>【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約680件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約60件解体撤去済)。</p> <p>【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。</p> |
| 双葉町 | 平成26年度 | <p>【津波がれき】住宅地近傍の集積物等を撤去し、仮置場に搬入完了。その他の津波がれきについて、仮置場に搬入中。</p> <p>【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋等の解体撤去準備中。</p> <p>【片付けごみ】仮置場に搬入完了。</p> |
| 大熊町 | 平成25年度 | <p>【津波がれき】未実施(すべて帰還困難区域内)。</p> <p>【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等の解体撤去準備中。</p> <p>【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。</p> |
| 富岡町 | 平成27年度 (粗大ごみを除く家の 片付けごみは、平成 26年度内の搬入完 了を目標) | <p>【津波がれき】津波被災地の津波がれきについて仮置場に搬入中。</p> <p>【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約710件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約40件解体撤去済)。</p> <p>【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。</p> |
| 楡葉町 | 平成25年度 | <p>【津波がれき】仮置場に搬入完了。</p> <p>【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約1,100件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約350件解体撤去済)。</p> <p>【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。南部衛生センターで処理中。</p> |

国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年6月26日現在)

| 市町村 | 帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標 | 災害廃棄物等の処理状況 |
|-----|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飯舘村 | 平成26年度 | <p>【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付済(約970件申請受付済)。</p> <p>【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。</p> |
| 川俣町 | 平成26年度 | <p>【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約60件申請受付済)。</p> <p>【片付けごみ】仮置場に搬入中。</p> |
| 葛尾村 | 平成26年度 | <p>【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約110件申請受付済)。</p> <p>【片付けごみ】仮置場に搬入中。</p> |
| 田村市 | ※仮置場は 設置しない方針 | <p>【家屋等】被災家屋等について、解体撤去済(19件)。</p> <p>【片付けごみ】既存の処理施設で処理済。</p> |
| 川内村 | 平成25年度 | <p>【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋について、解体撤去申請を受付済(約90件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約40件解体撤去済)。</p> <p>【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。</p> |

※1:家の片付けごみは、帰還準備を行う住民の方の希望に応じて回収を実施しており、帰還の妨げとなる腐敗する生活系ごみを優先的に回収している。

※2:推定量や仮置場への搬入済量については、有効数字2桁で四捨五入。但し、10万トン以上の場合は、1,000トン未満を四捨五入。

※3:被災家屋等の解体撤去済件数及び解体撤去申請受付済件数は平成27年6月12日時点での件数。解体撤去済件数は、完了検査が終了した件数。